

会議記録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成 27 年度高松市文財保護審議会
開催日時	平成 28 年 3 月 2 日(月) 13 時～16 時
開催場所	高松市埋蔵文化財センター、高松市牟礼町牟礼 1450 番(六萬寺) 他
議題	議題1 高松市文化財の登録について((1)六萬寺 (2)杉の井) 議題2 高松市文化財の附指定について(刀 銘 讃州住盈永 附 盈永文書) 議題3 文化財的価値の有無について(高松城桜御門)
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	尾形委員、川西委員、小西委員、神内委員、末澤委員、 田中委員、丹羽委員 計 7 人(3 人欠席)
傍聴者	0 人 (傍聴席 5 人程度を確保)
担当課及び連絡先	高松市文化財課 839-2660

審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

議題1 高松市文化財の登録について((1)六萬寺 (2)杉の井)

(事務局)

・源平屋島合戦古戦場として「六萬寺」及び「杉の井」を高松市登録文化財とすることについて高松市教育委員会から文化財保護審議会に対して諮問があった旨を報告。現地確認を行いながらその文化財的価値について説明。

(保護審議会)

・「六萬寺」及び「杉の井」については高松市の文化財(史跡)として登録し、「杉の井」については、安徳天皇の行在所とされる「六萬寺」があつてはじめて伝承地として成立しうるものであることから、「杉の井」を附とし、名称「六萬寺 附 杉の井(源平屋島合戦古戦場)」とすることが適当と答申する。

(委員の意見)

・六萬寺については、歴史的な根拠として境内にある愛宕権現によるところが大きく、所有者の説明によれば、愛宕権現の本来の姿である勝軍地蔵(木造仏像)は現在も祀られていることから、今回の史跡登録とは別に、この木造仏像が有形文化財として価値をもつ可能性について、今後、調査を進める必要がある。

(事務局回答)

・検討する。

議題2 高松市文化財の附指定について(刀 銘 讃州住盈永 附 盈永文書)

(事務局)

・「盈永文書」を高松市指定有形文化財「刀 銘 讃州住盈永」の附指定することについて高松市教育委員会から文化財保護審議会に対して諮問があった旨を報告。文書を実見しながらその文化財的価値について説明。

(委員の質疑)

・どういった経緯で「盈永文書」が高松市歴史資料館に寄贈され、既指定の附として諮問することになったか説明してほしい。

(事務局回答)

・刀については市指定文化財として歴史資料館で保管しているところであり、同館の館長が文書の所有者と面識を得る機会があった際、所有者が刀と一緒に保管して欲しいとの意向を受け同館への寄贈を受けるとともに、その価値を確認できたことから、当文書の附指定を諮問するものである。

(保護審議会)

・高松市指定有形文化財「刀 銘 讃州住盈永」については、「盈永文書」を附指定し、名称を「刀 銘 讃州住盈永 附 盈永文書」とすることが適当と答申する。

議題3 文化財的価値の有無について(高松城桜御門)

(事務局)

・昭和20年の高松空襲により焼失した高松城桜御門について、歴史的経緯と価値、更に復元に当たっては建築基準法第3条第1項第3号を準用した保存建築物とすることについて説明した。

(保護審議会)

・「高松城桜御門」については、高松市指定文化財同等以上の価値があると認めることが適当と答申する。

*上記の指定及び登録については3月25日開催予定の教育委員会で議決を行い、3月末に告示予定。

以 上